

古物営業法の一部を改正する法律に係る施行状況について

平成15年9月1日に施行された、古物営業法の一部を改正する法律に係る施行状況は、次のとおり。

**1 ホームページ利用取引をする古物商に関する事項の都道府県公安委員会ホームページへの掲載状況について**

都道府県公安委員会は、ホームページ利用取引をする古物商の氏名又は名称、URL及び許可証の番号を、公安委員会のホームページに掲載しなければならないとされている（法第8条の2第1項）。

10月10日現在全国の公安委員会のホームページには183件のURLが掲載されている。掲載が多いのは、東京都公安委員会(66件)、愛知県公安委員会(31件)、大阪府公安委員会(23件)などとなっている。

**2 古物競りあっせん業（インターネット・オークション）の届出状況について**

古物競りあっせん業者は、営業開始の日から2週間以内に、都道府県公安委員会に届出をしなければならないとされている（法第10条の2第1項）。

現在3社（ヤフー株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー、楽天株式会社）から18事業の届出を受けている。

**3 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の状況**

古物競りあっせん業者は、「業務の実施の方法が、盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合すること」について、都道府県公安委員会の認定を受けることができることとされている（法第21条の5第1項）。

10月8日付けで株式会社ディー・エヌ・エー（東京都渋谷区）の経営する「ビッダーズ」を含め、16事業が、東京都公安委員会の認定を受けた（官報掲載は10月下旬の予定）。

これに伴い、同社は、上記16事業のホームページ上に、認定マーク（古物営業法施行規則別記様式第16号の3）を表示できることとなった。